本号で公布された法令のあらまし

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三六八号）（文部科学省）

1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第一九号）の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六九号）（経済産業省）

特許法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第六三号）の施行期日を平成二四年四月一日とすることとした。

◇特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第三七〇号）（経済産業省）

1　通常実施権、仮通常実施権等の登録制度を廃止することに伴い所要の規定を整備することとした。

2　特許法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第六三号。以下「改正法」という。）による改正後の特許法（昭和三四年法律第一二一号）第一〇四条の四第三号の規定に基づき主張の制限に係る審決を定めることとした。

3　特許料又は出願審査の請求の手数料の減免の対象となる者の要件として、資力を考慮した要件を定めることとした。

4　改正法による改正後の産業技術力強化法（平成一二年法律第四四号）第一七条の規定に基づく特許料又は出願審査の請求の手数料の軽減の対象となる者として、産業技術力の強化を図るため特に必要な者を定めることとした。

5　改正法による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成一八年法律第三三号）第九条の規定に基づき特許料又は出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする場合に必要な提出書類を定めることとした。

6　特許協力条約に基づく国際出願に関する手数料を定めることとした。

7　通常実施権、仮通常実施権等の登録制度の廃止に関し必要な経過措置を定めることとした。

8　この政令は、改正法の施行の日（平成二四年四月一日）から施行することとした。

◇航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七一号）（国土交通省）

航空法の一部を改正する法律（平成二三年法律第五〇号）附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二四年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二六年四月一日とすることとした。

◇航空法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第三七二号）（国土交通省）

1　航空法の一部を改正する法律の施行に伴い、今般創設した准定期運送用操縦士の資格についての航空従事者技能証明を申請する者が納付すべき手数料の額について、実地試験を受けようとする場合は六万五、二〇〇円とすることとし、当該技能証明についての限定の変更を申請する者が納付すべき手数料の額について、実地試験を受けようとする場合は五万四、八〇〇円とすることとした。（別表第三関係）

2　この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三七三号）（国土交通省）

1　バルティック海海域及び北海海域以外の海域を航行する船舶が使用する燃料油の硫黄分の濃度の基準を改正することとした。（第一一条の一〇関係）

2　この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。

◇排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令（政令第三七四号）（国土交通省）

1　海上保安庁長官が行う船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために必要な措置の命令に係る規定は、我が国の排他的経済水域において当該積替えを行う外国船舶については適用しないこととした。（第二条関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三七五号）（厚生労働省）

1　健康保険法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第八三号）の一部の施行に伴い、介護保険法施行令（平成一〇年政令第四一二号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第三七六号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　指定都道府県事務受託法人の指定、指定の取消しに関する事項等について定めることとした。

2　違反した場合に指定居宅介護サービス事業所等の指定の欠格事由となる労働法規の規定について、労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律の規定を定めることとした。

3　保険料段階の保険料率の算定に関する基準の特例を設けることとした。

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　平成二四年度から平成二六年度までの第二号被保険者負担率を一〇〇分の二九とすることとした。

2　都道府県による財政安定化基金の取崩しに当たっての限度額について、平成二三年度末の残高から、平成二四年度から平成二六年度までの間の財政安定化基金に係る交付額及び貸付額の合計額を控除した額とすることとした。

三　老人福祉法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　老人居宅介護等事業等の具体的な対象者として定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者を追加することとした。

2　複合型サービス福祉事業の対象者として措置に係る者等を規定することとした。

四　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係（第五条関係）

1　違反した場合に介護福祉士の欠格事由となる保健医療に関する法律の規定について、医師法等の規定を定めるとともに、登録喀痰吸引等事業者等の欠格事由となる社会福祉又は保健医療に関する法律の規定について、介護福祉士と同様の規定を定めることとした。

2　都道府県知事が認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合の関係都道府県知事間の通知等、必要な事項を定めることとした。

五　社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係（第六条関係）

施行期日を平成二七年四月一日に変更するとともに、所要の規定の整理を行うこととした。

六　地方自治法施行令の一部改正関係（第七条関係）

老人福祉法及び介護保険法の規定により都道府県知事が処理することとされている事務のうち指定都市及び中核市に権限を移譲する事務を定めることとした。